

第九回 参議院通商産業委員会會議録第二号

昭和二十五年十一月二十五日(土曜日)
午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○鐵業法案(内閣送付) (第八回國會繼續)

○採石法案(内閣送付) (第八回國會繼續)

○委員長(深川幸三門下) 只今より通産委員会を開会いたします。

前回までは委員長が代表して質問をいたしましたのですが、本委員会より各委員の御質問がございましたら御発言をお願いいたします。

○西田隆男君 御答弁はどなたでも結構です。先ず第一にお尋ねしたいことは、この法律の第十四條鐵区の面積の件ですが、現在では十五ヘクタール程度で企業単位としては何ら操業に差支えはないと言われているのですが、これを三十ヘクタールを最小面積として規定された理由はどこにあるのか、又三十ヘクタールを最小面積として規定された場合、現行法と異なる面積としたことによつて生ずる鐵区の交換分合、公共行政上の整理統合等をどう解決される予定でおられるか、この点について一つ伺いたいいたします。

○説明員(鐵業法案) お答えいたします。鐵区面積は現在五万坪でございますが、石炭につきましては約十萬坪というところでございまして、石炭の合理的開発上必要であるといふふうに考えまして、土地調整委員会におきましてもこれが合理的であるといふことでございまして、決めたような次第であります。これは現在採掘權の統計を見ますと約一割が五万坪程度でございまして、九〇%以上が五万坪を超えているわけであります。現状から見ましてもこれはさしたる問題ではない、こゝういふふうに考えた次第でございます。それから基礎地入れ入りますが、今御質問の鐵区の交換分合との關係でございますが、ちよつとお伺いしたいのですが、その面積と交換分合との關係とおつしやいますとどういふ意味ですか、ちよつと……。

○西田隆男君 それは現在の鐵区は五万坪を単位としてありますが、ところがこの法律によると三十ヘクタールで十萬坪になる、この法律が効力を発生するときは現在の五万坪程度の鐵区といふものは鐵区として認められないことになるわけですか。

○説明員(鐵業法案) これは施行法の問題でございますが……。

○西田隆男君 それで依然として存続して行くのですか。

○説明員(鐵業法案) そうでございます。

○西田隆男君 それでは、その意味でしたら結構です。今三十ヘクタールに鐵区面積をしたことが合理的な企業計画によつてしたという意味と、それから現在一〇%程度しか五万坪の鐵区はないというお言葉でしたが、実際にこの鐵区を設定する場合に五万坪にならないにも拘わらず五万坪の鐵区を設定しなければならぬということが實際問題として生じて来ると思いますが、

そういう点はどうなりますか。

○説明員(鐵業法案) 極端な申方をするようでございまして、或る鐵区の端つこの辺になつておりまして、鐵区と申しますか鐵床の状況で端つこの方なもので五万坪くらいのもので石炭がない。後は他のあれになつていふ場合、單位を五万坪という鐵区の最低面積にしてあれば五万坪で鐵業權を設定すればいいやないか。十萬坪にして行くと無駄があるから困るじやないかという場合ですが、これを似たようなケースは現行法でも恐らくございまして、五万坪を最低限にして置きますと、端つこの方の三萬坪なら千度鐵物があるが、石炭もあるが五万坪の分はないといふようなときにおかしいじやないかといふことと同じような御趣旨のことになるのではないかと申すのですが、鐵業法の中ではそういう場合の處理の仕方といたしまして、鐵業權の設定の申請がございした場合に、それを登録いたします場合、鐵床の状況と合致していない場合、と申しますと端つこの方を切捨てておる、鐵床としてはその辺にあるのが切捨ててしまつてゐる。その結果切捨てられた部分といふものが單位面積にならないから困るのだといふようなことがありますので、そういう場合にその申請のありました鐵区につきまして鐵区の変更と申しますか、鐵床に合致した範圍まで掘り上げて貰うといふことを鐵業權者に対して國が言えるという仕組にしてあるわけでありませう。

ですから同じテクニクになるわけでありませうが、仮に最低限を新規のものとしたしましては十萬坪を最低限といふことにいたしました場合に、鐵床の状況で千度石炭の場合ですと、端つこの方にあるが十萬坪にならない。従つて一鐵区としては設定できないといふことになるというような場所について、その近くの鐵業權に對しまして鐵床に合致して変更するといふような操作でその資源が永久に掘り残りのないやうにといふ措置をとらざるを得ないかと思ひます。従ひまして、十萬坪にしたら今の五万坪の場合より不合理が多くなりはないか、五万坪の場合でも、五万坪に満たない、三萬坪、二萬坪といふような場合のケースもあり得るわけでありませうが、十萬坪を最低限とした結果として、そういう中途半端になるものが多くなりはないかといふ意味においては、多少の意味があると思ひますが、法律の建前の問題といたしましては、現行法でも起る問題で、そういう措置の仕方でも處理し得るのではないかと考えております。

○西田隆男君 今御説明のあつた中にありますように、仮に實際鐵区で石炭の埋蔵する坪数が一萬坪か二萬坪か三萬坪かあると、併しその取つて見ても全部出ても、十萬坪にならないといふような場所があつた。それを出願を五万坪が最低面積であれば、申請すれば許可になる可能性はある、十萬坪とした場合には申請することもできないという結果になるわけですね。面積が

広くなればなる程全国的に見ると、そういう出願可能な鐵区がどれぐらいあるか存じませんが、實際問題として、広くなればなる程そういうふうな出願すらできないという場合が多く考えられる。そういう場合に對してこの法律では何とも規定していないやうですね。設定されておる鐵区間において、正常な企業運営ができるため、或いは公共の目的に達するために、通産局長は勸告を命ずることになつておる。新しく出願する場合において、坪数が十萬坪未満の措置その他については何とも規定がしてないといふことはどう見ても……。

○説明員(鐵業法案) 只今お尋ねの通りでございます。十萬坪といふこととから見ますれば、十萬坪未満の場合には新規の設定、その十萬坪に満たない、最低面積に満たないところについてはできないといふことになるわけでございます。増区といふ形で調整して、そこにあることが分つておりながら鐵業權の対象にならないといふことにならないやうな措置をとる増区の措置しかできないといふことになるのであります。

○西田隆男君 私が尋ねておりますのは、増区の形ではこの法律はできないやうになつておりますが、新しく申請をすることができなくなると、そういう場合に、申請があるか、或いは通産局で最初からそういう御認識を持つておられれば増区の形になり得るものですか。この鐵業法の精神から言つ

て、新しい権利を平等に、公平に、鉱業権、石炭なら石炭の探掘を賦與するといふこの法律の本旨から、僅かに坪数足りないために鉱区の申請がでないといふような点に關して、聊かも除外例を設けてないといふことが私は腑に落ちない。又十坪といふ一定の数字はここに限定されても、そういふ九万八千坪あるとか、或いは探掘しても差支ない八万坪で十分であるのだから、なほ鉱区があつた場合にも、何らこれでは設定できないといふ結果になる。そういう点について何ら考慮を拂わんでもいいかどうか。

○説明員(徳永久次君) 非常にざりざりの線を考えて、お話のような不合理じゃないかといふようなこと、考え方としては出て来るのであります。併し、最低面積をとるといふふうな考え方をとつておるわけではございません。最低面積という考え方が、今の探掘技術その他から見ましてその程度よりも以下の規模であることは適當でないのだといふような意味に最低面積を考えたわけではございまして、最低面積とはいながら、最低面積よりちよつと五十坪、百坪足らなくてもこれに除外例を設けないのはおかしいじゃないかといふようなことは確かにおかしいと思ひますけれども、最低面積として考えました場合、どこかに線を引きますれば、その線の引き方に問題が起るのであります。最低面積の額、面積坪数そのものの広さといふものが適當かどうかといふことで、その辺はまあ割り切らざるを得ないのじゃないかと思ひます。

○西田隆男君 この法律に規定してあること以外の方法で、若しそういうふうなことが起つた場合、これを許可するといふような方法が適當であると思はれることに對して、何か特別な措置についてお考えになつておられますか。

○説明員(徳永久次君) 先程申しましたように、同じようなケースは現行法でも実は起るわけでありまして、石炭で申しますと五万坪といふことは、最低坪数にしてあるわけでありまして、四万八千坪の場合は五万坪で申請できなくなつた場合には不都合じゃないか。確かに理論的にはそういうことには相成るわけではございしますが、私共も現実の問題としてそういう例もあまり起きもしてありませんでした。何十年間やりました結果として増地という形で、鉱床に合わせた形でやつて行くといふことで進んでおつたのであります。今回はこれを五万坪を十萬坪という見地に最低を引上げようといふように考えておるわけでありまして、

○西田隆男君 具体的な例を申しますと、抽象的にはあなたの説明の通りであります。具体的に申しますと、二つの鉱区がある。一つの鉱区は百ヘクタールある。然るにここに九万八千坪の鉱区の石炭の探掘ができるという場合がある。仮定する。この鉱区を通過局長の勧告によつて合わせ十萬坪の鉱区にしてこの鉱区を作業させるといふ方法を免れない。こゝにいう鉱区がある。でも差支ないと思ひますが、その点について何らお考えはありますか。

○政府委員(菅原新八君) 西田委員の只今の御質問は衆議院の方でも非常に問題になつた問題でありまして、五万坪にしたらどうかといふ強い御意見もあつたのであります。丁度この問題は衆議院の方でもさうな御意見が強くあるといひますれば、両院協議会でもお聞き願つて五万坪が適當だといふことになりすれば、我々の方のほうにしまして、強いてこれを固持しようとする意思ではないのであります。審議にこれを討議して頂いた場合、十萬坪程度が最近の狀態から見ても適當じゃないかといふような御意見もありましたので、一應十萬坪としたのであります。決してこれは我々は強いて十萬坪でなければならぬとは考えていないのであります。衆議院なり参議院の方で本當にそのようにした方がよいという御結論であれば、そのようにしてよいと思つております。

○西田隆男君 次の質問に移ります。第十九條ですが、鉱業権の存続期間を三十年と制限された理由を伺いたい。

○説明員(徳永久次君) 御承知のように鉱業権は従来無期限のものであつたわけでありまして、審議会の結論といふものも一応無期限でよいのじゃないかといふ御趣旨であつたのであります。ところが、このころが鉱業権の権利なり義務の内容といふものを明確にするといふような考えから、それに外国におきまます法制度等から見まして、一應鉱業権の生命といふものを三十年くらゐを目途として鉱業が行われるといふふうな考えました場合に、その際更にその鉱区につきまして、礦物の残りはないかどうかといふことを再検討するといふふうな制度に変えた方がむしろ合理的ではなからうかといふような趣旨から、実は期限を決めることに相成つたわけ

でございます。但しこの礦物が残つております際に、期限が切れたからといひましてその鉱業権を他人に……その人はもうできないやつて外の人でないといふべきでないといふことは申しとおるわけじゃないやうなもので、やはり前からやつておつた人が引續いて残つておるものを掘り出すといふことにして置いての方が適當でございまして、一應の期限を付しておきますが、資源として掘り残しのものが残つております限りにおきましては、何年度も繰返して三十年、三十年でできるといふ制度にはしてあるものであります。実害として……無期限のもので三十年に切つたやうで非常に制限したやうでございしますが、實質的には制限にない。ただ三十年といふ期限を與え、目標を置くことにいたしました。鉱業経営の一つの目標ともなりまして、又その時期に後の仕事の工合を再検討して貰ふといふ一つのそういう意味合いのチャンスと設けるということに適當ではなからうかと、まあそれだけの意味で実は設けられたのであります。

○西田隆男君 この鉱業権の制限の本質的な問題は、今あなたがおつしやつたやうなことでなくて、鉱区の面積、それから埋蔵炭量その他もこれは非常に密接な関連性を持つたものと考へるのであります。仮にここに二百萬ヘクタールなら二百萬ヘクタール、最大限は二百五十萬ヘクタールですが、鉱区を持つておる。埋蔵炭量は数層入つておる。炭量計算すれば當然これは三十年では掘れない。もう五十年も百年もかかるのだ。又百年もや埋蔵炭層を全部掘完するのだといふ計画で、設備その他をやつておる炭鉱の鉱区でも、三十年で制限しなければならぬといふことになる。本質的にもつとしかつかりした理由がなければ制限しない方が却つて結果としてはいいのではないかといふふうにも考えられますが、今あなたのおつしやつた御説明で一應は分りますけれども、何だかあまり御説明が輕過ぎるやうで、もう少し基本的な問題についての考え方をもう一遍お話願ひたいと思ひます。

○説明員(徳永久次君) 速記をちよつと……

○委員長(深川榮左門君) 速記を止めて……

○委員長(深川榮左門君) 速記を始めて……

○西田隆男君 今の説明で大体分りますが、そうしますと、この鉱業権の制限に關しては、この法律の中には一定の期間を入れて出願しなければならぬ。出願しなければ無効になるのだといふふうな規定のような趣旨に私は見ているのですが、仮にそのままであるとすれば、今あなたのおつしやつたやうな何年も繰返していいといふことは、いわゆる手続を意図しなかつた場合であつて、優先的に手続をすれば、試掘権の設定、鉱区の設定も優先的に確定手続をやつたものが勝つのだといふことが後の條文にあるのですが、片一方は六ヶ月なら六ヶ月、この間は現行業権者が優先的に出願の権利を持つておるのだといふことに解釈して差支ありませんか。

○説明員(徳永久次君) 今お尋ねのやうに三十年の期限が切れました場合に、現行業権者が出願しました場合に

最優先するということではないかという御説明で、その点につきましては先願主義ではございせんので、現在の鉱業権者が優先権を持つておるわけでありま

す。○西田隆男君 その次は第六十二條ですが、六十二條に鉱業権者に対する事業着手の義務が負わされておるようすが、これは制限は旧法では一年になつておつたけれども、六ヶ月に訂正しておるようすが、これはどういふ理由か。大体六ヶ月に訂正されたのです。○説明員(徳永久次君) この点も先程の鉱業権の責任を明確にするという考え方と若干一連の繋がりがあるわけでありま

す。現行法の一年というものは少し長過ぎるであらうということから一応の標準は六ヶ月ということに、半分に短くなつたわけでありま

す。但し二項の方で、六ヶ月に着手しなかつた場合にはどうにもならないというこ

とではございせんのかという御説明ではちつと納得できんのです。

○説明員(齋藤喜八君) 先程の局長から申されま

した権利義務の内容を明確にするという御説明があつたのでござい

ますが、結局鉱業をやる人に鉱業権を賦與する、つまりそういう原則的な考え方から行きまして、鉱業権の設定を受けたり移転を受けるというよう

な人は、当然六ヶ月以内に仕事に着手すべきだということ、一ヶ月も待つ必要はないというふう

に強く考へておるわけでありま

す。結局鉱業権が與えられた者は、一日も早く事業に着手して貰うというこ

とを理想とする法の建前から、そういうふう

に交えておるの

でござい

ます。○西田隆男君 今の六十二條に關連してですが、事業着手の意義は、條文に書いてあるようにい

ふあるよう

でござい

ますが、事業着手の意義は、條文に書いてあるようにい

ふあるよう

でござい

と変らないような状態下において採掘される石炭がある。その基本的な観念から言へばそういうことは鉱業権でやつたらいじやないかという事になるかも知れないと思うのですが、實際問題としてはそういうことが起り得るもので、こういう点についても少し御理解を願いたい。これは希望を申し上げて置きます。

次の質問に移ります。八十八條ですが、鉱業権の交換及び廃止等に関する規定は通産局長は勧告することができると規定されておりますが、これは實際問題から考えまして、通産局長が各隊行をしてある鉱区、その他についての深い認識を、企業をやつておる者と同じような程度まで持つということには我々においては考えられないことなもので、非難にこれは通産局長に責任を持たしておるようですが、これはむしろ鉱区の変更若しくは廃止をしなればならぬというような関係に立つておる当事者の双方、若しくは一方から通産局長に申請がなされた場合には通産局長は勧告をしなればならぬというふうな條文に書換えることの方が妥当だと考えておりますが、この点に關して御意見を一つ伺いたい。

○説明員(徳永久次君) この八十八條の規定は、八十九條と若干異なつておりまして、八十九條の方になりますと、勧告いたしましたと同時に、最後は協議、それから決定というふうな手続を終るといふことになつておるわけでありまして、八十八條は勧告のしつ放しの規定に相成つておるわけでありまして、と申しますのは、考え方の問題といたしまして、一度法律で認めておきます適正な規模の鉱区としてでき上

つておりますもの、これはいわば一つの國が興えました財産権でありますので、一度興えました財産権の所有の變更といふことは、そう疎かにやるべき筋台のものではないのではないかと、いふような考えから、私有財産権の尊重という点にウエイトを置きまして、勧告のしつ放しというやうな程度の規定にいたしておるわけでありまして、そこでそういう今のお尋ねの点でございますが、勧告という政府が直接積極的に勧告といふことになしに、両当事者のどちらからか要求があつて、その際にそれに基いて必要があれば勧告するといふふうな改めた方が適當ではないかといふやうな御質問でございますが、今お話にございましたように鉱業権の企業の実態そのものにつきましては、両当事者が一番詳細に事情を御承知になつておるといふことも確かではございまして、同時にまあ、このやうな勧告をいたします際の政府の立場としますならば、最も事態を公平に、どちらにも偏らないで公平に見るというのがいわゆる役所の、役人の最大の心掛けにすべきものだと思うわけでありまして、現実にこの規定を置きます際に何も当事者間に問題のない際、いきなり勧告といふことは實際問題としてはなからうかと思ひます。併しな

らどちらからか要求がありまして、それに基いて、手続的に要求があつて、それを基として勧告するといふやうな制度は、いわば何と申しますか、要求に拘泥するといふと語弊がございしますが、片方の要求だけを基とするといふやうな印象を受けることになりまして、法文の趣意なり、或いは役所、政府といふものの趣意から見て少し不

適當ではなからうかという感じを持つわけでありまして、實際問題としてはラブルが起つてこの辺を何とかする必要があるのじやないかといふ、ふうに當事者、或いははたから問題にされた場所についてしか発生しないであらうといふことは明らかでございます。

○西田隆男君 今の御説明一応御尤もと思ひますが、この法案のうち他の條文で、通産局長はこういう問題に、この通りの條文ではありませんが、これと殆んど變つていないやうな問題について勧告ではなくて命令することができるといふ規定があるのですが、特にこの問題だけ當事者の意思を、實際問題としては尊重するであらうけれども、何ら當事者の意思を徹しなくとも一方的に勧告をしてどうこうするといふことができる規定になつておる。又仮にこういう勧告を當事者同士が事前に何らの意思表示のないときに勧告をされた場合、結果としては通産局長の言うやうにしなければならぬといふ羽目に迫り込まれると思ひますので、規定そのものとしての意味は今あなた

が御説明になつたやうな意味であると思ひますが、あまり面白くない。官僚の命令通りに動かなければならぬのだといふやうに解釈されるので質問したのですが、外の條文との関連性はどうかですか。外にこのやうな問題に對する通産局長の命令権が規定されておるのがありますが、それとの関連はどうなんですか。

○説明員(徳永久次君) 外の條文との関連でございますが、條文としまして命令することができるといふ條文が、あつちこつちにあるといふことでございしますが、その際には殆んど全部命令の前の段階として、勧告なりそれから當事者同士の協議なり、公聴会といふやうな手続を経ることになつておるやうな方々で、この新法に

合理的にみんが納得する範圍で行うといふやうなつもりで、実は作り上げであるわけでありまして、ただこの條文は、先程もちよつと申しましたやうに、勧告のしつ放しになつておりました、外の條文と考へ合せまして、一応勧告から決定まで持つて行くといふケースと、ボーダー・ラインのケースになるわけでありまして、ここまでは外の條文、例えば次の條文で考へますと、鉱床が鉱区的位置形状と合つていないといふ場合には、個々の鉱区の鉱床に合つて貰うといふことは、鉱業といふものの特殊性から見て、是非やらないやうなこともあつてまいらうといふやうなこともあつてまいらうといふやうな鉱業の特殊性からなる、止むを得ないケースで、ここまでは國が介入しなければ、資源の合理的な開発にならな

て行くといふ仕組にしてあるわけでありまして、八十八條のケースにつきましても、その單位としてそれを広く総合的に考へますと、交換分合をやつた方がよいといふことも言えるわけ

でありまして、この鉱区自身として、法律で認めた最大限の要件を満たして設定された権利でもございしますもので、いわばそれはその人の鉱業権者の権利となりまして一つの財産を、國がお前はやらぬで外のの人にやつて貰ふといふやうなことも相成りますので、聊か八十九條の趣旨と違つておることで勧告のしつ放しといふ線に止まつておるわけでありまして。

○西田隆男君 それでは具体的な問題としてお伺いいたしますが、この條文に鉱物の鉱区が錯綜する地域といふのは具体的にどういふことを言うのか、又鉱業権の交換又は廃止を行はせることによつてその地域の鉱床を経済的に、かつ能率的に開発し云々と書いてありますが、これは具体的にどういふ場合に右の條文の勧告をすることになつておりますか、具体的な問題として一つ説明して貰いたい。

○説明員(徳永久次君) これは図面を書いて説明した方がいんじやないかと思ひますが、一応宙で申上げます。一つの炭田に數百の鉱区があると仮定いたしました、その炭田の中間部分をAの会社が持つてゐる。それから又飛び／＼にいろいろな鉱区がその炭田の中にあつてゐるやうな場合に、その飛び／＼になつてゐる殆んど全部を又B会社が持つてゐる。こういうふうなことで炭田全体の開発をするためにはその中の一つ、二つをAとBの社会で交換して貰つてやれば坑道の進め方なり何なりが非常に便利になるといふやうな場合に役所側から考へまして、そういう場合にあり得ると思ひます。こういう場合を想定してここに書いてあるわけでございます。お分りになりましたでしょうか。

か。

○説明員(岡田秀男君) 一つの例として、過去におきましてやつたことを一つ申上げて見ますと、例えば常磐地区におきまして、入山炭田株式会社と磐城炭田という会社がある。この炭床は隣接しておりますが、こういうふうな恰好になっておりまして、両方炭床を維持しておつた場合におきまして、非常に末端の錯綜した区域におきましては保護炭壁を設けるというふうな関係から合理的な採掘に非常に支障を来たす。これがこの場合には、どちらか一つに吸収するという形はとりませんで合併という形をとりましたけれども、仮にあの炭田にどちらかの炭床が片一方の炭田を買収したというふうな形で考へて見ますと、ああいう場合はまさに勧告の対象になり得るのではなからうかと思ひます。

○西田隆男君 今御説明を聞きました。ような、そういうふうな石炭炭床の生産の面において非常に重大な関連性を持つておる問題に対して、今炭山局長が説明になつたように勧告のしつ放しというものはどうもおかしいのです。勧告をした以上何とかこれをまとめたければならぬと思ひますが、勧告のしつ放しで又それに応じなかつた場合に何らかの運営面を考へると、この条文と外の条文の命令することができるといふこととの関連性はどうかとおるかをお聞きしたいのです。今炭山局長がこの前の御説明では関連性については説明しておらぬと思ひます。

○説明員(徳永久次君) この聴かなかつた場合は、この条文によりまして全然処置がないわけでありまして、従ひまして全体的に見ますと、その地帯と言

いますかその炭床の合理的な開発という面の利益を相互的に受けることができないというふうなことに確かならうかと思ひますが、個々の炭田につきましても炭床はこの法律の中で定められております最低の要件を満たしてでございました権利でありますから、それを広く総合的に見た場合には交換分合をやつた方がより合理的ではないかといふことが言えると思ひます。その方に重点を置きまして、その一人々々の人の財産権を勝手に国が関與して動かすといふことは私有財産権の尊重という見地から相当疑問があるのではなからうかといふことから、実はこの八十九條の幅で止まつたというふうなことになるわけでありまして。

○西田隆男君 今の問題ですが、八十九條以下の条文を讀んで見ますと、隣接する炭田において炭田の位置形状がどうなつておるか、併合した方が開発のために便利でいい、こういうふうな簡単な問題で通産局長は命令が出せる。然るに今岡田次長の御説明になつたような大きな開発の困難であろうというふうな問題に対しては、勧告のしつ放しで知らん顔をしておるといふことは、実際の運営の面において非常にまずい方法なので、当局としてもこの八十八條の条文の後始末をつけるために何らかの善処する条文をお入れになつて頂きたいと、私は希望いたしております。

○政府委員(倉田新八君) この問題は実は先程の問題と同じように、衆議院の方で非常に問題になりまして、丁度西田委員が指摘された通り、通産局長に決定権を與へべきではないか。これの方が目的を達成する上において効果

的であるという御議論が非常に強いのでありまして、修正したかどうかといふことに今なつておるのであります。多分衆議院の方でもやはり同じ御意見かと思ひますので、改めて政府の方にこの旨を折衝して頂きたいと思ひます。

○西田隆男君 第四四條と農地調整法の関係について一つ御説明を願ひたい。

○説明員(倉田新八君) 農地調整法の第四四條だと思ひますが、今公文書を持つておられますものではつきり申上げられませんがそれによりまして、農地調整法によりまして許可を要する事項が掲げておるのですが、その場合に土地収用法又はその他の法律によつて収用した場合は許可を要しないという条文がございますが、使用の場合は許可を要するのであります。従ひまして第四四條の規定及び土地収用法の規定によりまして土地収用の問題が片付きましてしまつても農地調整法上の手続は必要でございます。

○西田隆男君 そういたしますと、第四四條に規定してあることに對して、農地調整法の方が優先されることになるので、農地調整法による協議、或いは承諾を求めるといふことが、現在の状況では非常に困難な状態に置かれておると思ふのですが、これを農地調整法に優先するやうな条文にお書換えにならないでもお書換えしないという御見解ですか、伺ひます。

○説明員(倉田新八君) その点につきましても随分政府内部におきまして議論があつたのでございまして、結論的にはこうなつております。土地調整委員会設置法というものが近く提案に

なるはずでございますが、この第四四條の規定によりまして土地の使用について紛争が起りました場合には、土地調整委員会に裁定を求めることができるとなつておるわけであります。そこでその裁定によつて決まつた場合には農地調整法の許可があつたものとみなすというふうな規定がございまして、而も第一段階におきましては農地調整法が優先して行ひますが、土地調整委員会が裁定があつた場合には、土地調整委員会が優先するといふふうになるわけでありまして。

○西田隆男君 第九九條以下の炭害賠償についてお尋ねいたします。いろいろこれは資源庁においては腹案を持つておられるというお話をお聞かして御答へを待たたいと思ふのでありますが、第九十一條に「損害は、公正且つ適切に賠償されなければならない」と、この規定されておられます。併しながら現状復旧に對しては賠償金額に比し著しく多額の費用を要しないときに限り、原状復旧に對する被害者の請求権が認められておられるだけであります。で、炭害賠償というものは当事者間における金銭賠償を基本としてこの法律案は規定されておるものであります。本法の第二條において、「国は、まだ掘採されない炭物について、これを掘採し、及び取得する権利を賦與する権能を有する」と、まあ、基本原則は大体規定されておられます。この考え方からこの条文を見ても見ますと、炭物の掘採による被害に對しては、国が何らの責任も分担しないといふことは私としては誠に理解し難いことではございまして、炭業者の仕事として、その掘採によ

る被害の賠償を行はしめるといふことに關しては異論はございせんが、極めて貧弱な我が国の地下資源を掘つて第一條の目的達成のために掘採するためには、個々の炭業者の負担に耐えないやうな被害、言い換へますれば本法に規定されている方法では賠償され難き被害、又は天災等のために生じた被害等については、少くもその被害の賠償につき、国が何らかの方法によつて補償をするという規定を設けることが、農地計画の上からも、公共の利益の面からも絶対不可欠の要件であると思ひます。この理由を一つ承りたい。

○説明員(徳永久次君) この炭害賠償について金銭賠償を原則にいたしまして、原状回復を原則にいたしてないといふ点につきましては考へ方を申上げたかと存じます。炭業者をやりました際に、農地その他いろいろ土地の陥落その他の迷惑を及ぼすといふことは、これはお話のごとく当然日本のやうに特に平地の下を掘つておられますやうな場合には非常に多いわけでありまして、炭業者ではその際に炭業者者にどこまでの責任を負わすべきであるかといふことをこの法案作成に當りまして検討したのであります。その考へ方はそれによりまして農民が受けた損失をカバーすると申しますが、農民の受けた損失は経済的な損失は、これは炭業者の仕事をした以上、それに

よりまして或る利益を受けておらず、それに與へた損害をカバーし得ないやうな事業であれば、これは国全体として見た場合に、事業としてまあ不適当な仕事だといふやうな見方もできるか

と思ひますが、鑑業によりまして或る程度利益を受けているわけでありまして、その程度は当然にまあ計算に入れたてはそれやつて貰ふなければならぬというふうな考へ方、まあできていないわけでありまして、そこでその損失はこの法律によりまして農民の受けました経済的な損失はこれによりまして十分に回復可能なことに相成るかと思はれるわけでありまして、ただ繰つて考えますと、農民が受けました経済的な損失というものはそれによつてカバリーされて、従つて農民としてはそれが農業の面でこうむつた損失は鑑業権者から貰つたということにはなるわけですが、併しながら広く繰つて考えますと、農民が今まで仕事をしておりました農地、その農地の生産力というものが低下した損失というものは国として残つておるわけでありまして、その生産力の低下した分に應じて農民は経済的にはカバリーされたけれども、土地は陥落し放しという形になりまして、今まで米が沢山取れておつた場所が、美田が、米がでなくなつてしまつたというふうな損失というものは別途起つて来るわけでありまして、そこでこの法案は、ではそれを原状回復にいたしますならば農民も経済的な損失を受けることなしに農地を元通りにして貰うわけでありまして、それによつて生産力も落ちない。従つて国全体として見た場合に生産力も落ちてきて済むし、又農民自身も普通の生産なり、農業による利益を受け得るということになるのでいいやないかと、いうことに相成るかと思ひわけでありますが、ところがそうなりますると実際問題といたしまして、農地につきま

して原状回復をいたしますことの負担と申しますものは、先程の農地の生産力の低下した分の農民の受けました経済的な損失をカバリーする限度は鑑業権者としてやつても鑑業とまあ両立して成立つていたとしても、原状回復を原則とするにいたしました場合に、それは遙かに鑑業権者の負担が前の場合よりも非常に大きなものになりまして、その結果延いては鑑業自身が成立たなくなつて、みず／＼大事な地不資源というものを掘り出せないというふうに相成るのではなからうか。さうな考へ方の下に、鑑業権者は鑑業によつて人に迷惑をかけたわけでありまして、迷惑をかけた限度は必ず何とか始末をしないさい。被害者としては迷惑を受けた限度を金銭で見積りますと幾らになりますか、その限度は鑑業権者へ請求する権利があるのだという建前の下に法案を作つてあるわけでありまして、それによりまして鑑業も成立ち、農民も一応受けました損失はカバリー得るというふうに相成るかと思ひわけでありまして、ただ残ります問題は、さういふことによつて農地を持つてゐる農民はそれで経済的な損失はカバリーされるわけでありまして、国会体として生産力が低下した分は、国家的に見た場合に美田であつたところが駄目になつてしまつたというふうな状況が残るというふうに相成るわけでありまして、この点につきましてはその鑑業法の体系全体から見まして、鑑業権者の賠償責任の範囲を決めるより以上の問題に相成りますし、又それを国として農地が潰れましたものをどうするかというふうな問題は、潰れたものを全部元に戻すというののも理想であり

ましようが、さう行き得るものでないし、場所によりましては、そこは放棄してもよろしいというふうな場所もなきにしもあらず、それは別途考へ方としましては国土の総合的な開発利用というものと、生産力なり利用度の向上というふうな見地、或いは財政的な関係も考へらるべき問題で、恒久法であります法文にそれを切り盛りするのは、聊か不適当な事項ではないかというふうな考への下に、そのようにいたして行きたいという考へ方でありま

す。○西田隆男君 私のお尋ねしておるのは、必ずしもこの鑑業法の鑑業賠償の規定を原状回復を原則として決めると言つておるものではなくて、今あなた御答弁になつた御答弁の中の矛盾を指摘したいと思ひますが、あなたは民事訴訟法の損害賠償の原則から金銭賠償の問題をお話になつたように考えますが、被害者の外に農民の立場からそれを申しますと、被害というもののつては鑑業によつて或る程度陥没したものが入俵になつた。この二俵の被害を受けるというところはこれは被害の一つではあります、併しながらその農地自身が以前採掘をされる前に持つておつたと同じような地力を持つてゐるに回復して貰うということが、これは結局の目的であります、便法として一時金銭賠償をするという建前をとつて貰ふないと、被害者、農民の方では納得が行かぬと思ひます。何故かと申しますと、自分の持つております田が、例えば三町歩持つておるうちの、俵に一反歩とか、二反歩というものが、さうなつたということであれば又考へ

られまされども、三町歩全部がさうなつてしまつた、耕作農民としては結局農業に従事することすらできなくなるといふ最後の段階に追い込まれた場合、あなたのような考へ方では果して農民に對して採掘の被害による損害が賠償されたという結論が生れるかどうか。国土計画の面とか、或いは国がこれを補償せんらんとする立場は、さういふ立場から考へるべきものであつて、あなたのおつしやつたような、ただ当面の損害に關する被害が一時的に金銭によつてその対価が支拂われたというところだけでは必ずしも鑑業賠償の全部ではないと、私はさう考へておりますので、さういふ場合が生じたときは、国がいよいよ第二條で採掘及び取得する権能を賦與するという基本的な立場、而も鑑業権なるものは三十年に制限された基本的な考へ方、どこまでも鑑業権者がやらなければならぬ、国その他公共の利益に反してはいかんという法案自体の立案當時の考へ方、さういふことを総合的に考へて見ますと、当然これは国自身が鑑業に對する損害が鑑業権者の負担分については負担をして、何らかの保障をすることによつて鑑業の賠償を未然に防止したり、予防したり、或いは発生した場合に完全に復旧するという考へ方をとられるのが本當じやないか、それが何故この法律はさうなつておらんかというところは私はあなたに御質問しておるのです。資源庁方面でもこの問題については御研究になつておるというところでありまされども、これは單なる鑑業法の改正ではなくて、新しい鑑業法がここに生れて来るのでありま

す。新しい鑑業法が生れて来る際には、今までも考へられなかつたような点に對しても十二分に對策を講ずることによつて、初めてこの法律の目的が十分に達成されると思ひます。で、當局においては是非さういふ考へ方の下に鑑業賠償の問題を考へて頂きたいと思ひます。特にこれは一例を取つて申しますならば、この法律に規定してあります鑑業の賠償の対象は直接の被害しか見てありません。本年山口県に起きました宇部炭坑の問題、相手方が採掘を止めたために陥落が収まつておる。採掘終了後自然にできたウオター・フラッシングによつて、被害の弁償はその当時水が溜ることによつて陥落が防がれる以前の賠償しか農民にはしてない。ところが隣接坑口を掘鑿することによつて、たゞ／＼隣接坑口に満水しておる水をこれに引出した、従つて水がなくなつたから、土地が急速に陥落した。この陥落の被害の補償は一体誰がやるか。この鑑業法によれば、その被害は、被害を受けたものの損失である、誰も請求する請求権の対象になるものはない、若しこれを全鑑業権者にその鑑業を賠償せよということになれば、この鑑業法の趣旨にも根本的に反することになる。たまたま本年はさういふ関連現象があつたのですが、さういふことが本年だけではなくて、これ又將來起り得る可能性は私は隨時あると思ひます。さういふ問題の解決をつけるためにも、この鑑業法の鑑業賠償の規定だけでは十分でない、さういふふうには私は考へております。この点に對して資源庁は何か、具體的に若し鑑業賠償の本法の規定によつて以外に何らかの對策についてお考へになつてまつたらお話を願ひたい、こ

れだけでは我慢できません。

○政府委員(青藤新八君) 只今の鉱害復旧の問題でありますが、全く西田委員のおつしやる通りであります。鉱業法に對しまする法的考え方からいたしまして、又實際問題としてこの鉱害復旧の負担が、鉱業権者には出せないという面から考えましても、どうしてもこれは国がやるべきである、こういうふうな我々も考えておるのであります。従つて国家財政の面において多少でも余裕ができるような事態に相成つた場合には、国土総合開発の一環にこれを取り入れて、そうして国家がこれを原状復旧の処置をいたしたいと、実は庁内でもその意見に一致しておるのであります。具体的な措置を講ずべく現在準備を進めておるわけでありまして、あまり遠くないうちに適當な措置をとりたいと、かように考えております。

○西田隆男君 あまり遠くないときに何とかしたいという政務次官の御答弁ですが、私はこの鉱業法が成立するのと並行してそういう措置を講じて頂くことを希望する。なぜかと申しますならば、この鉱業法による損害賠償の対象は個々の鉱業権を対象としておる。従つて被害のない鉱業権者は損害は一銭も拂わぬ、被害があつたものはばらばらの負担をしなければならぬということに、私の鉱害賠償の根本概念から行けばそうなるだろうと考へます。然るに国としては国全体の地下資源というものを對して個々の鉱業権そのものを対象とせず、国全体の地下資源というものを對象にして先づ第一に基本的にお考へにならなければいかん。これは国の地下資源が公共の利益のために採

掘されるということは、地下資源のあるところに申請をすることによつて國が權利を賦與するのである、この賦與する權利というものは平等でなければいかん、或る鉱区については損害は一銭も拂わぬ、他の鉱区については一トンのつき二十円では済まないような金額を拂わなければならぬというような考え方を離れて、国全体として、例えばメタンならメタン、石炭なら石炭一トんに幾ら／＼という大よその計算を立てて、今まで数十年前採掘された地下資源の採掘の損害の発生状況を

お調べになれば分るはずだと思ひます。大よそどれくらい石炭なら石炭を國が必要とするか、それによつてその石炭を日本全体の立場から考へて、地下資源の保存状態によつて判斷した場合にはどんな損害が起るであろうかという予想が政府当局も一応つくはずだと思ひます。そうすればそれについて個々の鉱業権者を對象に重点を置かないで、日本全体の鉱業権者、企業者というものを一応對象に考へて、そうして損害に對する賠償をもう少し被害民の納得する形において、或いは日本の農地が荒廢しないように被害の復旧をやるように損害賠償の問題をお考へになるのが私は至當であると思ひます。従つてさつき申しました通り、この鉱業法の成立と並行して、そういう問題について政府当局が十分に考へて頂きたいと同時に、若しこの法律の中にそういうふうな條文を取り入れることに何らかの支障があるとするならば、この法律以外の法律でも差支えありませんから、その以外の法律によつても損害の賠償が完全になれるように被害人が納得の行くような方法を急遽に講

じて頂きたい。政務次官からでも結構でございますからお答へ願ひたいと思ひます。

○政府委員(青藤新八君) できるだけ御趣旨に副うように努力いたします。

○西田隆男君 もう一つ二つお尋ねしたいのですが、この法律によりますと毎トン当り二十円の範囲内において供託をすることになつておりますが、鉱業権者の供託によつてどの程度の被害の賠償ができるというお見通しであるか、これを一つ御説明をお願いいたします。

○説明員(徳永久次君) この規定は、実はこれによつて幾らの補償ができるということから割り出したものでございませぬので、これはいわば損害賠償金の、何といひますか、担保金のようなつもりで損害賠償が発生しないでも、常時石炭業炭によりまして発生することは大体目に見えておるのだから、発生したときに金がなくて困つたというところもありましようし、被害者側に安心感を法律によりまして持たすというふうな意味から実は作つたのであります。この数字的な根拠につきましては、最近の状況につきまして石炭業によります損害賠償がどれくらいに相成つておりますかということをしていふ統計的に調べたのであります。その統計的な数字の結果が一応平均で見ましてトシ当り三十六円くらいの賠償金が拂われておる、というふうな数字が出て参つたわけですが、具体的にそれは平均でございまして、六十円、或いは七十円というふうなケースもありまして、一概に参らないのであります。そこで法律におきましてはトシ当り三十六円くらいが平均率と

して出ているわけですが、その担保金というふうなつもりのもので設けたわけではあります。まあ外の法令等のバランスからいまして、概ね三分の一を目途にしたものを平均の額にしたのが適當であらうというふうに考へたわけでありまして、平均で見まして、三十六円の三分の一と申しますと十二円ということに相成るうかと思ひます。それを目安にいたしまして最高二十円ということにいたしましたのであります。

○西田隆男君 今の御説明を聞きますと、まず／＼私は分らなくなるのですが、供託金というものは、被害が起つた場合に被害者に安心感を持たせるために今の金額にしたと、實際賠償金はトシ当り三十六円になつておる、トシ当り三十六円平均の賠償金を拂ひながら日本国内には二百数十億に匹敵する損害の復旧のできないものが残つておる。この三十六円というものは皆損害の復旧になつたかどうかというところは問題でありましようが、あんな大きな損害が現在残つておるに拘わらず二十円以内、大体三分の一の十二円で賠償に對するあなたの方の熱意が足らん、損害賠償の実体を認識しておられん、そういうふうなしか私は受取れんのです。どうしてこの法律の條文をお守りになるために御弁解をなさるといふ立場でなくて、本當に損害をどうするか、この問題をどう解決づけるかという観点からお考へになつて、やはり國が何とか介入する、これを補償するといふ建前をとらざる限り日本の損害の復旧は完全に行われぬという結論があなたの御答弁によつて生れて来

ておると思ひます。だから一つこの問題に對してはもう少し強い熱意を持つてこの問題の解決に當つて貰ひたい。それからもう一つは損害は必ずしも結果だけから考へるべきものではない。できるだけ損害の発生するのは事前に予防しなければならぬ。こういうことも一応考へられるわけですが、この條文のいづれを見ても損害の予防に關しては抽象的のことが規定してあるだけであつて、本當に現実に起りつつある問題に對しては全く目を覆つておるという感じがする。仮に一例を引きますとすでにその鉱区は採掘を開始しておる、而も採掘した跡というふうな場所に學校とか教会とかいうような大きな建物が建てられることに對しては鉱業権者は一言も発言を認められていない。すでに被害の発生したという実情において鉱業権者は被害賠償の責任を負わなければならぬ。而も國は地上権をお考へになつておると思ひます。が、地上権を制限しないという建前から、何も介入しないという状態は現実の状態ですが、この條文の中にでき得れば損害が発生しつゝある所、若しくは損害が発生するであろう虞れの非常に強い所に、そういう建造物を若し建てられる場合には、事前に鉱業権者に相談するとか、或いは法律その他によつて損害は少くとも済むように損害の拡大を未然に防ぐという意味合いにおける條文を挿入するといふようなことについてあなたの方はどうお考へになつておられますか。

○説明員(徳永久次君) 只今のお尋ねにはこの点があつたと思ひますが、一つは損害の発生を未然に防止するためのい／＼な規定が不十分ではない

かというお尋ねであります。この点
は実は御承知のように、この鉱山保安
法が別になり、その方の領分に相成り
まして、昔は鉱業法と保安法が一体で
ありますが、これは別の体系でありま
して、その方の内容になりますので、
従つてその方にその点は殆んど出て
ないという事になっております。そ
れから第二のお尋ねであります。す
でに鉱害が発生しつゝある場所に新た
な建造物が造られるという事は、み
ず／＼損害が生じ、建物が傷むとい
ふことになるので、従つてそういう建
て人達は予め鉱業権者に相談するとい
うような規定を設けたらどうかとい
う御趣旨のように聞かれますが、同様
なことは衆議院の公聴会でもそういう御
意見が出ておりましたし、まあ衆議院
の方からお尋ねを受けた際にも私はお
答えしたのであります。実際問題とい
つたしまして、今のお話のような運び
に相成ることは極めて損害を未然に防
ぐといふことで實際的だと思ひます
が、ただ家を建てる、或いは建造物を
造らうという人が法律で鉱業権者へ予
めそれを申出なければという規定を置
くといふことは、何と言いますか、第
一そういう人達はその場所の下が石炭
が掘られてしまつておる場所かどうか
といふことを知りませんので、その面
でそういう規定を入れても勵行上、勵
行し得るかどうかといふことについて
も疑問もございますし、又これは理窟
になつたと思ひますが、被害の責任者
は鉱業権者の方であります。その人
の方に被害を受けるであらう人から予
め断わなければならないというよう
に、法文に入れるとそういうような関
係になります。それは聊か不穩當では

ないかという感じがいたします
が、いずれにしてもその問題は事實問
題として鉱業権者のためにこそ、どの
辺はどの程度陥落するであらうとい
う予想についてよく御存じのわけであ
ります。従つてそこで新たに建造
物がなされようとする場合に事實問題
としてそこに家を建てたつて陥落する
に決まつておる。或いは学校みたいな
ものを建てても、家が傾いて子供が怪
我したら大変なことになるのじやない
かといふような場合に措置して頂く
といふより外に手が無いのじやなか
うかといふふうに考えたわけございま
す。

○西田隆男君 今の鉱山局長の御答弁
では鉱業権者の方から家を建てるのに
相談しろといふようなお話もありまし
たが、私が申し上げておりましたのは、
あなたの御意見ではどこが陥落する
か分らないといふ、まあ鉱区を設定し
て以上、少くとも鉱区内は石炭なら
石炭を掘つて陥落するといふことは一
応考慮される。せめて鉱区内に對す
る、これは山その他は大した問題でも
ないでしようが、鉱区内で未だ建物も
何も建つておらないような場所、當
然これは掘るつもりで鉱区を出願して
おるが、掘れば陥落するといふことは
分り切つておるというやうな場所に對
して、地上権と鉱業権との關係を調整
することによつて、何らかの鉱業の被
害を未然に防ぐやうな手はないのかと
いふことをお尋ねしておる。あなたの
御答弁の趣旨、と私の質問とが大分違
うのですが、できないといふお考え方
ですか。

○説明員(徳永次君) 法律的に確か
にお話のごとく鉱業権を設定している
以上、いずれ掘るに決まつておるとい
うことは明らかだと思ふのですが、ど
の場所がいつ頃掘ることになつてお
るか、鉱区は設定してありまして、極
端な例を申し上げますと、十数年掘られ
ない場所もございまして、まあ法律
で鉱区になつておる場所の地上権者が
鉱業権者に一々それを事前に協議した
上でなければ地上権に基いてその上に
家を建てることはできないのだとい
ふやうな仕組みにするとは、聊か法律
の体系としても行過ぎになるのじや
なかうか。まあ九州の北九州のやうな
陥落の地帯の激しい場所には、おのず
からその辺に陥落の、状況等も分つ
て来ることでありますし、實際問題
として片付けて頂くことが最も賢明な
又實際に合うものではないか。どうも
法律でそれを料理しようといひます
と、非常に行過ぎになつて突情に合う
やうなことはいたしかねるのじやない
かと思ひます。

○西田隆男君 おかしな話を聞くもの
でして、法律ですることはどうだこ
うだといふことはどういふわけですか。
必ずしも法律の條文を作つて、そ
ういふ規定をせよといふ意味ではなしに、
そういうやうに通産局なり委員会
でやるのだ。そして決定した場合に農地
調整法に優先するのだといふ規定が作
られ、委員会が運用されるといふこと
であれば、せめて今申上げた基本的な
考え方に基いて、鉱業権の設定されて
おる、これは山の上とか何とかがい
ふとは別ですが、早急に掘られやうな場
所に、建物の存続が掘る間には持ちそ
うな、そういうやうな条件のところ
に對しては、そういう委員会なり通産局
なり設けられて、そこで取上げて、

そして事前に鉱害の起きないやうな
予防的な措置を講ずるといふ考え方を
し、そういうやうな措置はとられない
といふふには私は考えないのです
ね。現在の鉱業被害者の発生の実態か
ら考へて、現在もうすでに起きている
問題も、これから先のことを考へま
すと、そういうやうな措置は當然とら
るべきだと思ひます。

○委員長(深川榮左門君) ちよつと
速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(深川榮左門君) これにて
委員会を散會し、懇談會に移ります。
午後三時三十分散會

出席者は左の通り。

委員長 深川榮左門君
理事 鹿瀬與兵衛君
委員 上原 正吉君
重宗 雄三君
松本 昇君
小松 正雄君
島 清君
吉田 法晴君
加藤 正人君
山川 良一君
駒井 藤平君
境野 清雄君
西田 隆男君

政府委員 首藤 新八君
通商産業政務次官 岡田 秀男君
説明員 資源庁鉱山局長 徳永 次君
資源庁鉱山局長 讚岐 喜八君
資源庁鉱山局長 讚岐 喜八君